

地域県土警察常任委員会資料
(令和6年9月17日)

陳情6年危機管理第36号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－36 (R6.9.6)	危 機 管 理	住民の安全な避難を確保するため、屋内退避に関する対策及び災害対策が実行されるまで、島根原発2号機再稼働の中止を中国電力に求める陳情	

▶陳情事項

原発で重大な事故が発生した際には、原発から5～30km 圏内住民には、環境中の放射線量が避難指示基準に達するまでの間を屋内退避するよう求められている。

しかし、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災状況からは、大地震と原発事故が重なった場合、屋内退避も避難も困難を極める状況が発生することが顕在化した。この状況を受け、現在、原子力規制委員会に設置された「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」において、議論が開始されている。

原子力災害発生時において、住民の放射線による影響をできるだけ低減するために防護策を定める原子力災害対策指針は、決して住民が無用に多大な被ばくをすることを容認してはいない。住民の無用な被ばくを避け、安全な避難を確保するために、原子力規制委員会による屋内退避に関する検討結果はまとめられ、確実に「原子力災害広域避難計画」、「地域防災計画（原子力災害対策編）」にも反映されなければならない。

また、災害発生時の被害をできるだけ小さくするための対策は、国と自治体の責任で行われることも欠かせない。これらの住民の安全な避難対策が確実に実行されるまでは、住民のいのちを第一に考え、中国電力に対して再稼働を中止するよう求めること。

▶陳情理由

原子力災害発生時においては、島根原子力発電所から30km 圏内（UPZ）では5km 圏内住民の避難が完了し、避難指示発出の基準となる一定の放射線量が計測されるまでは屋内退避が求められている。このことは、「原子力災害広域避難計画」、「地域防災計画（原子力災害対策編）」に明記され、内閣府が確認した「島根地域緊急時対策」では、複合災害発生時においては「地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため関係市が開設する近隣の指定避難所等への避難を実施する」とされている。また、全面緊急事態となり、続く余震によって屋内退避が困難であれば、別の避難所又はUPZ外の避難所に避難することとなっている。

しかし、令和6年1月1日に発生した能登半島地震においては、多くの道路が損壊し、志賀原子力発電所30km 圏内において最大8地区・約400人が8日間にわたって孤立状態となっていた。また、家屋の損壊により自宅内に留まることができなくなった住民も多く、避難所にも入れず、車庫や自家用車の中、ビニールハウスの中などで過ごす住民もいた。倒壊家屋の下敷きとなり、救出を待ち続ける住民もいた中、北国新聞（8月1日付）が報じるように、救助の前提である通れる道を把握することが困難を極め、石川県警も輪島、珠洲には当日は誰もたどり着けなかったのが実態である。そこへ原発事故が重なっていれば、漏れ出した放射性物質が迫り、志賀原発周辺住民は一層の被ばくを強いられていたことだろう。

この能登半島地震を経て、原子力規制委員会では「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」が設置され、来春の取りまとめをめ

ざして議論が続けられている。原子力災害発生時において、住民の放射線による影響をできるだけ低減するために防護策を定める原子力災害対策指針は、決して住民が無用に多大な被ばくをすることを容認してはいない。原子力規制委員会による屋内退避に関する検討は、住民の無用な被ばくを避け、安全な避難の確保に資するためにまとめられることを期待したいと思う。そして、その結果は、確実に「原子力災害広域避難計画」、「地域防災計画（原子力災害対策編）」にも反映されなければならない。

また、自然災害発生時の被害をできるだけ小さくするための道路や橋梁の損壊防止対策や家屋の耐震化等への対策は、国と自治体の責任で行われることも欠かせない。

これらの住民が安全に避難することができるための対策が確実に実行されるまでは、住民のいのちを第一に考え、中国電力に対して再稼働を中止するよう求めている。

▶提出者

さよなら島根原発ネットワーク・鳥取

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

危機管理部（原子力安全対策課）

【現 状】

- 1 令和6年1月の能登半島地震では、家屋の倒壊や道路の寸断、能登半島北部での海底隆起等の被害が発生したものの、志賀原子力発電所において安全上問題となる被害は確認されず、原子力災害も発生していない。また、内閣府調査では、全く避難ができないような状況は極めて限定的であったことが報告されている。
- 2 原子力規制委員会は、原子力災害対策指針における放射線の防護措置の考え方として、避難と屋内退避等を適切に組み合わせることにより、被ばく線量の低減と被ばく以外の健康等への影響を抑えることができるとしており、能登半島地震を受けても、原子力災害対策指針における複合災害時の対応、放射線の防護措置の基本的な考え方を変えるものではなく、同指針の変更は必要ないとしている。
- 3 一方、本年1月に開催された宮城県女川地域における原子力規制委員長との意見交換での地元自治体からの意見等を踏まえ、同委員会は、「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」において、屋内退避の最も効果的な運用（屋内退避の対象範囲、実施期間、屋内退避の解除又は避難等への切替え等）の検討を進めており、今年度内に検討結果を取りまとめているが、検討の前提として、原子力災害対策指針の基本方針は変更する必要がないとしている。
- 4 国の原子力防災会議は、本県の避難計画を含む「島根地域の緊急時対応」について、原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であるとして令和3年9月に了承しており、一定の実効性があるものとして認められている。

【県の取組状況】

- 1 本県の地域防災計画・避難計画では、原子力災害における複合災害時の対応について、「①まずは人命の安全を第一とし、自然災害に対する避難行動を取る」、「②その安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動を取る」としており、地震等により家屋での屋内退避が出来ない場合は、コンクリート屋内退避施設、近隣の避難所等で屋内退避を実施すること、必要に応じてUPZ内外の避難所に移動し屋内退避することとしている。
- 2 避難所の耐震化率（UPZ内）は、境港市で100%、米子市で90%となっており、避難者はコンクリート屋内退避施設を含む指定避難所で収容可能であることを確認している。
- 3 要支援者の避難については、支援者や自主防災組織、消防団等による支援に加え、必要に応じて自衛隊等の実動組織による重層的な支援により、必要な対応を行うとともに、放射性物質放出後は、空間放射線量の推移を見ながら、実動組織の支援も受けながら、人命最優先で対応することとしている。
- 4 避難経路は複数設定しており、道路の被災状況に応じて、迂回路の設定、避難経路の変更、道路啓開等を行うこととしている。また、主要な避難経路である県道米子境港線（県道47号線）では、橋梁背面の沈下防止対策、マンホール浮上防止対策の液状化対策を実施している。
- 5 能登半島地震を受け、本年4月に県は、国（原子力規制委員会、内閣府（原子力防災）、経済産業省）及び中国電力に対し、島根原発2号機の審査結果の妥当性及び避難計画の実効性について申入れを行い、同年8月に島根原発2号機の審査結果は引き続き妥当であること、「島根地域の緊急時対応」は引き続き実効性に変わりがないとの回答を得た。
- 6 その上で、これら回答内容について、原子力安全顧問により専門的観点から確認した結果、これら回答が妥当なものであるとの意見を聴取している。
- 7 県では、島根原発での事故を想定した防災訓練を、実動組織等と連携し、陸路、海路、空路を活用して毎年実施しており、対応能力の向上を図るとともに、その結果を検証し、教訓や最新の知見に基づき、地域防災計画・避難計画を修正して、継続的に計画の実効性向上に努めている。

8 今後も、国等における能登半島地震を踏まえた検証や原子力規制委員会における検討チームの議論等に注視し、原子力安全顧問の意見を伺いながら、必要に応じて本県の原子力防災対策に反映させていく。